

2018年4月26日

阪神電気鉄道株式会社

回数券カードから引き換えた回数乗車券の有効期限変更について

阪神電気鉄道株式会社(本社:大阪市福島区、社長:秦雅夫)では、回数券カードからきっぷタイプの回数乗車券への引き換えサービスを実施しておりますが、引き換えた回数券の有効期限を引き換え当日限りに変更いたします。

詳細は下記のとおりです。

記

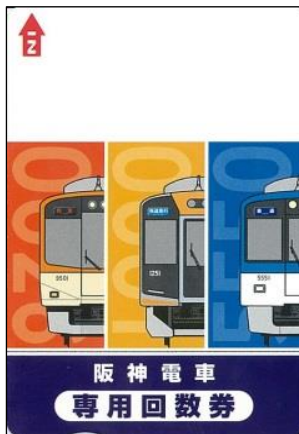
1. 回数券カードから引き換えたきっぷタイプの回数乗車券の有効期限変更について

2018年9月30日(日)まで	2018年10月1日(月)以降
引き換えする回数券カードと同じ有効期限 例:7月1日に購入した回数券カードを9月30日に引き換えた場合、10月31日まで有効	引き換え当日のみ有効 例:7月1日に購入した回数券カードを10月1日に引き換えた場合、10月1日当日のみ有効

※阪急電鉄と当社で相互に実施している「阪急阪神回数券引き換えサービス」においても、引き換えた回数乗車券の有効期限を引き換え当日限りに変更します。

2. 回数券カードの様式変更について

この度の変更に合わせて、回数券カードの様式を変更します。



(2018年9月30日まで)



(2018年10月1日以降 ※)

※様式の詳細は変更の可能性があります。

3. お問い合わせ先

阪神電気鉄道 運輸部営業課 TEL:06-6457-2258 (平日9:00~17:00)

(以上)